

2019-9 税務・労務・法務情報

株式譲渡益課税について

親会社が保有する現地法人株式の名義移転をするというように際に、この株式譲渡益課税問題が生じます。新法による、株式譲渡に係るキャピタルゲイン課税と贈与税の概要を解説します。

(株式譲渡課税の原則)

1. 証券取引所を通じた譲渡・・・総譲渡金額に対して「**0.6%**」課税（旧法では0.5%）
2. 証券取引所外の譲渡・・・キャピタルゲインに対して「**15%**」課税（旧法では、10%）

(譲渡益課税と贈与税課税)

株式名義移転に際して、譲渡価額をいくらにするか？が節税のポイントです。親子或いは関連会社との名義移転の場合には、譲渡価額はグループ会社間で自由に設定することが可能なはずですが、節税のための価額設定の考え方を解説します。（非上場株式が前提です。また、日本側での課税問題は別途日本側で確認する必要があります。）

1. キャピタルゲイン課税の原則

*原則・・・「キャピタルゲイン」＝「株式の譲渡価額」－「株式の取得価額」

*例外・・・「譲渡価額 < 公正な市場価額」の場合、その差額に「**みなし贈与税**」が課税されます。 **税率6%**（旧法では30%）

（第三者取引の場合には、この贈与税課税が免除される場合があります。）

2. 公正な市場価額とは？

*原則・・・処分日に最も近い監査済み財務諸表に表示された簿価（株主持ち分）

*例外・・・株式譲渡の対象となる法人が有する**不動産（土地・建物等）**については、譲渡時点で**再評価（時価評価）**しなければなりません。

*再評価（時価評価）の仕組み・・・①BIR長官の評価額 ②市町村の評価額 ③評価鑑定人の評価額のうち、最も大きい金額により株主持ち分を再評価します。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇔日本語翻訳業務担当)

Tsuji & Associates Inc.